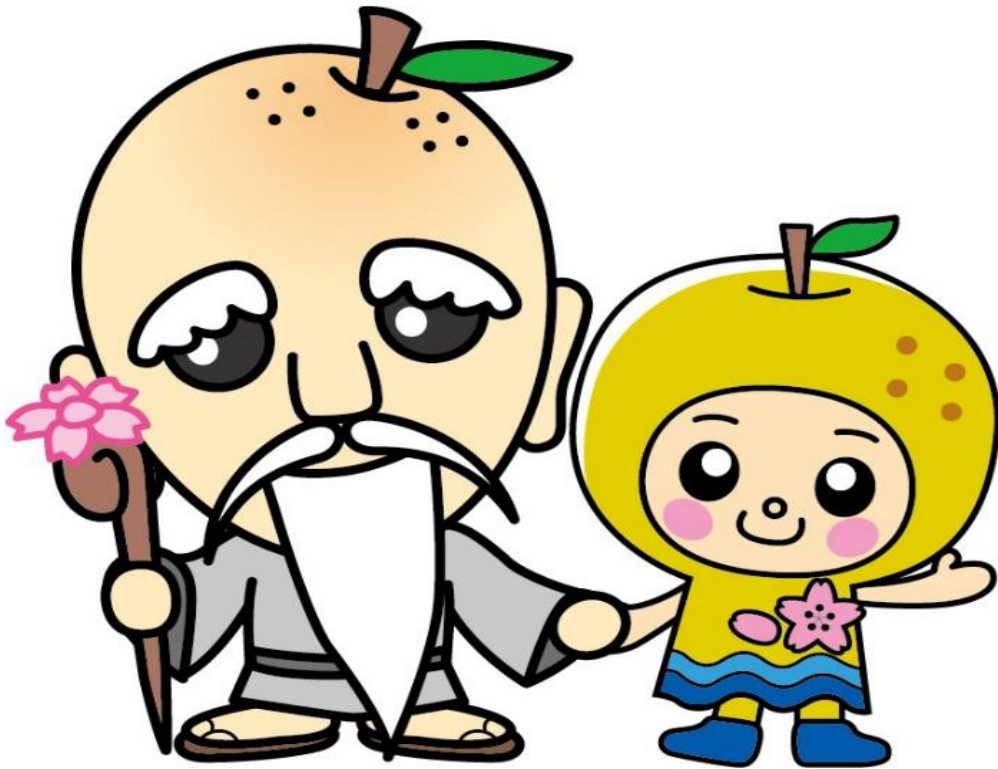


# 第2期

# 神川町総合戦略



(神じい)

(なっちゃん)

2020(令和2)年3月

神川町

## 目 次

第2期総合戦略策定の趣旨	1
総合戦略の位置付け	1
計画期間	1
第2期総合戦略の基本的な考え方	2
推進体制	4
基本目標	5
基本目標1 ～担い手の育成と安定した雇用～	6
① 農業の担い手の育成や経営規模拡大の推進	
② 企業誘致・事業規模拡大の推進による雇用の創出	
③ 町内商工業者の活性化	
基本目標2 ～新しい人の流れをつくる～	8
① 観光資源や地域資源を活用した観光客の誘致	
② 地域における道路交通網の連携強化	
③ 移住・定住の促進	
基本目標3 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～	10
① 結婚へ向けた出会いの場の提供	
② 妊娠から出産への支援	
③ 子育てしやすい環境の整備	
基本目標4 ～時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、 地域と地域を連携する～	12
① 安全・安心なまちづくり	
② 町民のまちづくりへの参加と協働	
③ 広域的な連携による行政運営の推進	

## 第2期総合戦略策定の趣旨

わが国の将来を左右する課題として人口減少問題が提起されています。

そこで、国では、急速な少子高齢化の進展と人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」（以下「法」という。）を2014（平成26）年11月に制定されました。また、同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされました。

本町においても、人口は2000（平成12）年の15,197人をピークに減少傾向にあることから、国のビジョンと戦略を受け、2015（平成26）年に「神川町総合戦略」（2015（平成27）年度～2019（令和元）年度、以下「前戦略」という。）を策定し、人口減少対策に取り組んできたところです。

このような中、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が最終年度を迎えることから、第1期の総仕上げに取り組むとともにより一層の充実・強化を目指し、2019（令和元）年12月に新たに5年を計画期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを踏まえ本町でも、「第2期神川町総合戦略」（以下「本戦略」という。）を策定します。

## 総合戦略の位置付け

地方における人口減少対策は、地域によって状況や原因が異なることから、全国一律の手法ではなく、それぞれの地域で特性を活かした対応策を練り、地域が主体性をもって取り組む必要があります。

そこで、本戦略は法第10条第1項に基づき、町の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として策定するもので、本町の人口動態等の分析を行い今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望や目標を示した「神川町人口ビジョン」（2020（令和2）年3月改訂）の達成に向け、各種施策・事業をまとめるものです。

また、本町の最上位計画である「第2次神川町総合計画」（2018（平成30）年策定）との整合を図りながら、効果的に取り組むこととします。

## 計画期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度の5年間とします。

## 第2期総合戦略の基本的な考え方

### (1) 前戦略の枠組みの継承と発展

前戦略下での人口は、社会増減（転入・転出に伴う人口の増減）については戦略策定後の2016（平成28）年以降は転入超過に転じており一定の効果がでてきているものの、自然増減では、近年、出生数が100人を下回り、減少傾向が続いています。

一方、総合戦略には人口減少・少子高齢化の構造的な変化に対応する粘り強い長期的な取組が求められます。そのため、前戦略との継続性を重視しその枠組みを継承することとします。そのうえで、取組の継続とその効果検証により地域の特性を生かした施策のさらなる発展に取り組んでいきます。

### (2) 国・県の総合戦略との整合

国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び県の「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえたものとします。また、新たな視点として導入された、Society5.0の実現による社会課題の解決と生産性・利便性の向上、また、誰一人取り残さない社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる目標に向けた取組についても、本町の状況を踏まえて推進に努めます。

#### ①国「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月）」の概要（抜粋）

基本 目 標	1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
	2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
	3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
	4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断 目 標	1. 新しい時代の流れを力にする（Society5.0の推進、地方創生SDGsの実現など）
	2. 多様な人材の活躍を推進する

#### ②県「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年〇月）」の概要（抜粋）

基本 目 標	1. 県内における安定した雇用を創出する ～生産年齢人口減少期における経済活性化～
	2. 県内への新しいひとの流れをつくる ～東京都区部への一極集中の克服～
	3. 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ～少子社会からの転換～
	4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る ～異次元の高齢化への挑戦～

※ Society5.0とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会（「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）」）

※ 持続可能な開発目標（SDGs）とは

Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標



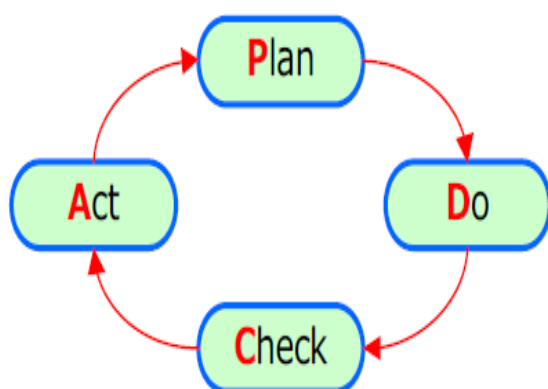
## 推進体制

「神川町総合戦略」の策定に当たっては、庁内の組織として、町長を本部長とする「神川町総合戦略推進本部」を設置し、全庁的な推進体制を構築して、本戦略の策定を進めてきました。

また、外部の組織として、住民の代表者や有識者からなる「神川町総合計画審議会」に諮問し、「産・官・学・金・言・労」の幅広い知見も取り入れながら検討を行いました。

本戦略の策定後も、戦略の実効性を確保するために、引き続き「神川町総合戦略推進本部」及び「神川町総合計画審議会」を中心に、適宜フォローアップ作業を行います。

具体的には、基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標（KPI）に基づいて、PDCAサイクルにより計画・実行・検証・改善を行います。



### ※PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

1. Plan（計画）：実績や将来予測を基に業務計画を作成
2. Do（実施・実行）：計画に則した業務実施
3. Check（点検・評価）：業務が計画に則しているか確認して問題点を抽出
4. Act（処置・改善）：問題点に対応した計画の改善処置

## 基本目標

神川町総合戦略では、町人口ビジョンに基づき、2060(令和42)年に10,000人の人口を確保することを目標に、4つの基本目標を掲げ、施策・事業に取り組みます。

基本目標	基本的な方針
<b>基本目標 1</b> 担い手の育成と安定した雇用	① 農業の担い手の育成や経営規模拡大の推進 ② 企業誘致・事業規模拡大の推進による雇用の創出 ③ 町内商工業者の活性化
<b>基本目標 2</b> 新しい人の流れをつくる	① 観光資源や地域資源を活用した観光客の誘致 ② 地域における道路交通網の連携強化 ③ 移住・定住の促進
<b>基本目標 3</b> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	① 結婚に向けた出会いの場の提供 ② 妊娠から出産への支援 ③ 子育てしやすい環境の整備
<b>基本目標 4</b> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	① 安心・安全なまちづくり ② 町民のまちづくりへの参加と協働 ③ 広域的な連携による行政運営の推進

## 基本目標 1 ～担い手の育成と安定した雇用～

町の特産品である梨やクジャクソウの栽培をはじめとする農業の後継者不足や町内商工業者等の規模縮小など、町内産業の担い手の育成が急務とされています。

農林業は本町の主要な産業という認識のもと、担い手の確保・育成に努め、安定した生産の持続を図るとともに、収益力・付加価値の高い農林業を目指します。また、農地の保全・有効活用を進め、農業と農村の活性化に取り組みます。

工業では、町内立地企業への支援と積極的な企業誘致を進め、雇用の安定と拡大につなげます。また、地域に密着した商業・サービス機能の充実と地域産業の振興を図ります。

### 数値目標

#### 3社の企業誘致と農業従事者の維持

#### <基本的な方針>

##### ① 農業の担い手の育成や経営規模拡大の推進

農業従事者の高齢化、後継者不足による特産品栽培面積の減少や新規就農者数の減少、耕作放棄地の増加が課題となっています。就農希望者への支援や栽培技術伝承のための研修制度の確立、農地中間管理事業による農地の集積・集約や労働力不足に対応した農業経営の効率化を支援します。

##### ② 企業誘致・事業規模拡大の推進による雇用の創出

企業誘致や事業規模拡大のための誘致奨励制度の活用や UIJ ターンによる移住者の就業支援に努め、雇用の創出を図ります。

##### ③ 町内商工業者の活性化

経営基盤の強化支援や商工業者と高齢化等による消費者ニーズに応える施策を推進し活性化を支援します。

#### <重要業績評価指標 (KPI) と主な施策>

##### ① 農業の担い手の育成や経営規模拡大の推進

##### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標 (KPI)	現 状 値	目 標 値
新規就農青年育成奨励金申請者数	5人 (前戦略期間)	5人 (本戦略期間)
認定農業者数	73人 (H30年度)	78人 (R6年度)



## 【主な施策】

- ・45歳未満の新規就農者への支援（新規就農青年育成支援事業）【継続】
- ・新規作物・新技術導入を支援（認定農業者支援事業）【継続】
- ・新規農業参入者に営農に必要な小型機械の購入に要する費用の一部を支援  
（新規就農者農業機械購入費補助事業）【継続】
- ・農地の集積化・集約化による農業経営の効率化を支援（農地中間管理事業）【新規】
- ・地域おこし協力隊を活用した担い手の育成（地域おこし協力隊事業）【新規】
- ・特産品（梨）の生産、販売に取り組む農業者を支援（特産品振興事業）【継続】

## ② 企業誘致・事業規模拡大の推進による雇用の創出

## 【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
工場誘致奨励事業申請事業所数	2社 (前戦略期間)	3社 (本戦略期間)
移住就業等支援金申請者数	0件 (前戦略期間)	5件 (本戦略期間)

## 【主な施策】

- ・新規企業や既存事業所の規模拡大による地元雇用を支援  
（工場誘致奨励事業）【継続】
- ・移住者の移住に伴う経費と就業先のマッチングを支援  
（移住就業等支援事業）【継続】
- ・埼玉県北部7市町合同企業説明会の開催  
（北部地域地方創生推進協議会就職支援事業）【新規】

## ③ 町内商工業者の活性化

## 【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
中小企業融資斡旋制度利用件数	4件(H30年度)	5件(R6年度)
住宅改修資金申請者数	45件 (前戦略期間)	50件 (本戦略期間)
先端設備等導入計画申請者数	1件 (前戦略期間)	5件 (本戦略期間)

## 【主な施策】

- ・町内小規模事業者の安定的な経営を支援（経営基盤強化事業）【新規】
- ・町内事業者が施行する住宅リフォームを支援（住宅改修資金補助事業）【新規】
- ・町内中小企業の設備投資を支援（生産性向上事業）

## 基本目標2 ～新しいひとの流れをつくる～

本町には、冬桜で有名な城峯公園、清流神流川の景勝地である三波石峡、古くから人々の信仰を集めてきた金鑽神社や実りの時期にずらりと並ぶ梨の直売所など、豊かな自然、歴史・文化、農業・農村等の地域資源が豊富にあります。

これらの資源を有効活用するとともに、新たな魅力の掘り起こしや効果的な情報発信に取り組み、体験型の観光事業への積極的な取組を進めます。

また、移住・定住や交流人口の増加につながる取組の推進、道路網整備による産業輸送の効率化と沿道の活性化を目指します。

### 数値目標

入込観光客数・・・720,000人/年  
(現状 H31年 709,384人/年)

### <基本的な方針>

#### ① 観光資源や地域資源を活用した観光客の誘致

旧所名跡等の観光資源の活用や町内団体による観光振興事業の実施を支援しさらなる観光客の誘致を目指します。また、地域資源としての豊かな眺望や水辺、森林空間、農林業を活用した体験型観光を推進します。

#### ② 地域における道路交通網の連携強化

交通の円滑化を図ることを目的に、町道と林道の一体的整備による周辺産業の効率化やバイパス道路網整備による地域の活性化を推進します。

#### ③ 移住・定住の促進

移住希望者との交流イベント等への参加による情報発信や空き家を活用した移住者の支援を推進します。

### <重要業績評価指標(KPI)と主な施策>

#### ① 観光資源や地域資源を活用した観光客の誘致

##### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
城峯公園来園者数	33,046人(H31年)	40,000人(R6年)
観光振興事業申請団体数	1団体(H31年度)	3団体(R6年度)

##### 【主な施策】

- ・一般観光客や訪日外国人観光客の誘客に向けた情報発信

(誘客・啓発推進事業)【新規】

- ・観光ルート看板や案内標識の設置（観光地環境整備事業）【継続】
- ・町内団体による観光振興事業の支援（観光振興事業）【新規】
- ・県事業と連携した周辺整備事業（秩父瀬神流パーク周辺整備事業）【継続】
- ・文化財の保護・活用と歴史と文化の継承（文化財保護事業）【継続】
- ・ふるさと納税を活用した地域資源のPR【新規】

② 地域における道路交通網の連携強化

【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
IC から木材搬出経路のアクセス改善	—	上里スマート IC から伐採箇所 の所要時間 20 分削減
IC から観光地までのアクセス改善	—	上里スマート IC から城峯公園 の所要時間 5 分削減

【主な施策】

- ・町道と林道の一体整備（地方創生道整備交付金事業）【継続】
- ・国道 254 号線のバイパス建設促進  
(国道 254 号線本庄藤岡間バイパス建設促進期成同盟会参加)【新規】

③ 移住・定住の促進

【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
移住関連イベントへの参加・情報発信	4 回 (H30 年度)	8 回 (R6 年度)

【主な施策】

- ・埼玉県北部 7 市町移住関連イベントへの参加による PR  
(北部地域地方創生推進協議会情報発信事業への参加)【新規】
- ・埼玉県北部 7 市町「埼玉空き家バンク」制度を活用した移住者支援  
(北部地域地方創生推進協議会空き家活用事業への参加)【新規】
- ・町内事業者が施行する空き家バンク登録物件の入居時のリフォームを支援  
(空き家リフォーム補助事業)【新規】
- ・移住者の移住に伴う経費と就業先のマッチングを支援  
(移住就業等支援事業)【再掲】

### 基本目標3 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

少子化の進行は、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすだけでなく、町の活力低下など様々な影響をもたらします。

そこで、子どもは町の将来を担う宝との認識のもと、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組み、町民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図ります。

結婚を希望する方への出会いの場づくりの支援を行うとともに、妊娠や出産に不安を抱える方、不妊に悩む方への相談や支援を行います。

子育て家庭に対しては、経済的・精神的負担の軽減、仕事との両立の支援や多様なニーズに応じた保育サービスや子どもの居場所の提供など、切れ目のない支援を行います。また、地域と行政が協力して、子育て家庭を支え合う体制を整備します。

#### 数値目標

年間出生数・・・50人（現状 H30 年度 55人）

#### <基本的な方針>

- ① 結婚へ向けた出会いの場の提供  
結婚相談所の開設支援や婚活イベントの開催等により出会いの場を創出します。
- ② 妊娠から出産への支援  
妊娠や出産への不安の解消や不妊に悩む方への支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを図ります。
- ③ 子育てしやすい環境の整備  
働きながら安心して子育てができる環境を整備し子育て世代のニーズにマッチした施策に取り組みます。

#### <重要業績評価指標 (KPI) と主な施策>

- ① 結婚へ向けた出会いの場の提供

##### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標 (KPI)	現 状 値	目 標 値
SAITAMA 出会いサポートセンター会員登録数	6 人 (H30 年度)	30 人 (R6 年度)

##### 【主な施策】

- ・埼玉県で実施する「SAITAMA 出会いサポートセンター事業」への参加【新規】
- ・結婚に向けた出会いの場の支援（婚活サポーター事業）【新規】

- ・埼玉県北部7市町婚活イベントへの参加

(北部地域地方創生推進協議会婚活支援事業)【新規】

## ② 妊娠から出産への支援

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
妊産婦、新生児、乳幼児支援制度利用者数	575人(延べ) (H30年度)	552人(延べ) (R6年度)

### 【主な施策】

- ・不妊に悩む方を支援(不妊症・不育症支援事業)【新規】
- ・産後うつ予防や乳児の発達や育児への不安の解消(赤ちゃん訪問事業)【新規】
- ・妊娠期から出産、子育て期と包括的に切れ目のない支援  
(子育て世代包括支援センター利用者支援事業)【新規】
- ・妊娠中、出産に向けての支援(両親学級)【新規】

## ③ 子育てしやすい環境の整備

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
保育所待機園児数	0人(H30年度)	0人(R6年度)
育児教室参加者満足度	90%(H31年度)	90%以上(R6年度)

### 【主な施策】

- ・保育施設を整備し保育の受け皿の確保を図る(丹荘保育所整備事業)【新規】
- ・未就園児の保護者の外出等による一時的な保育の実施(一時保育実施事業)【新規】
- ・乳児への愛着形成や心と身体の発達、親子間のコミュニケーション能力の実践を通じた支援(育児教室(ままぼっこ・おやぼっこ)事業)【継続】
- ・子育てに関する各種相談事業(子育て何でも相談・療育相談等)【新規】
- ・小中学生を対象とした給食費の無償化(給食費無償化事業)【継続】
- ・18歳未満のこども医療費を無償化(こども医療費無償化事業)【新規】

## 基本目標4 ~時代に合った地域をつくり、 安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する~

子どもから高齢者、障がい者等、住民一人ひとりが、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。特に高齢者が増加する中で、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療・介護サービスの充実のほか特殊詐欺などの犯罪防止や交通事故防止対策など高齢者に視点をおいた施策を実施します。

また、住民それぞれが各々の立場で活躍する地域支え合いの仕組みの充実やNPOなど多様な主体による共助社会づくりを推進します。

人口減少・少子高齢化を見据えた効率的・効果的な行政運営を進めるため、児玉郡市及び県北部地域など地域で連携した広域的な施策を推進します。

### 数値目標

町民アンケートによる「住みよさ」の満足度・・・70%  
(現状 H28 年度まちづくりアンケート結果52.3%)

### <基本的な方針>

#### ① 安心・安全なまちづくり

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるなど、住民の誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### ② 町民のまちづくりへの参加と協働

自主防災組織や地域サポーターなど住民が各々の立場でまちづくりに参加し活躍できる町を目指します。

#### ③ 広域的な連携による行政運営の推進

深谷市及び児玉郡市の各市町で協定を結ぶ「公共施設の相互利用に関する協定」に基づく相互利用施設数を増やし町民の利便性の向上と交流を推進します。また、本庄地域定住自立圏共生ビジョンに基づく事業を推進し効果的な行政運営を推進します。

### <重要業績評価指標(KPI)と主な施策>

#### ① 安心・安全なまちづくり

##### 【重要業績評価指標 (KPI)】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
高齢者外出支援タクシー利用登録者数	478人(H30年度)	600人(R6年度)

介護予防事業参加者数	317人(H30年度)	350人(R6年度)
高齢者総合相談件数	770件(H30年度)	1,000件(R6年度)
成年後見制度利用者数 (実利用者数)	10件(H30年度)	20件(R6年度)
交通事故発生件数	240件(H30年)	180件(R6年)
刑法犯認知総数	92件(H30年)	70件(R6年)

## 【主な施策】

- ・高齢者の外出を支援（高齢者外出支援タクシー事業）【継続】
- ・介護予防事業の実施（介護予防事業）【新規】
- ・65歳以上の高齢者の包括的相談の実施（高齢者総合相談事業）【新規】
- ・認知症等で判断能力が不十分な方の権利を守る  
(成年後見制度の利用推進)【新規】
- ・交通事故防止啓発活動を支援（交通安全キャンペーン推進事業）【新規】

## ② 町民のまちづくりへの参加と協働

## 【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
自主防災組織数	8団体(H30年度)	24団体(R6年度)
認知症サポーター養成講座	6回(H30年度)	7回(R6年度)

## 【主な施策】

- ・大規模災害に備えた自主的な防災組織を支援  
(自主防災組織活動等補助事業)【継続】
- ・認知症サポーター養成講座の実施（認知症サポーター養成事業）【新規】
- ・結婚サポーターの活躍の場の提供（婚活イベント事業）【再掲】

## ③ 広域的な連携による行政運営の推進

## 【重要業績評価指標（KPI）】

重要業績評価指標(KPI)	現 状 値	目 標 値
—	—	—

## 【主な施策】

- ・埼玉県北部7市町で連携し情報発信、結婚支援、就職支援、空き家対策について部会を組織し事業を実施し地域的な課題解決を図る  
(北部地域地方創生推進協議会)【継続】
- ・児玉郡市で連携し広域的な課題解決を図る  
(本庄地域定住自立圏共生ビジョン)【新規】

- ・ 深谷市及び児玉郡市で公共施設の相互利用による利便性の向上と住民との交流を促進（「公共施設の相互利用に関する協定」）【新規】



## 付属資料

## 神川町総合戦略策定経過

会議開催日等	会議等	会議内容等
平成27年2月17日	総合戦略推進本部設置要綱策定	総合戦略の策定、実施及び効果の検証を担当
平成27年2月19日	第1回総合戦略推進本部会議	概要説明、総合戦略策定基本方針の協議
平成27年3月13日	執行機関の附属機関に関する条例を改正	総合計画審議会が総合戦略の審議を担当
平成27年4月20日	第2回総合戦略推進本部会議	総合戦略策定スケジュール、策定方法等の協議
平成27年4月22日	職員提案事業の募集開始	全職員に対し事業提案の呼びかけ
平成27年5月19日	議会全員協議会	進捗状況等説明
平成27年7月1日	総合計画審議会（公募枠）の募集	広報7月号及び町HPによる周知
平成27年7月1日	議会全員協議会	審議会構成等説明
平成27年7月21日	第3回総合戦略推進本部会議	職員提案事業の分析、今後のスケジュール等の協議
平成27年7月31日	庁内グループへ事業精査を指示	職員提案事業の詳細調査及び調整
平成27年8月25日	第4回総合戦略推進本部会議	職員提案事業の調整等、課提案事業の作成を協議
平成27年9月4日	第5回総合戦略推進本部会議	職員提案事業、課提案事業の調整等
平成27年9月24日	第1回総合計画審議会	委嘱、諮問、会長等選出、概要説明等
平成27年10月23日	第2回総合計画審議会	繰越事業の説明
平成27年11月13日	第6回総合戦略推進本部会議	審議会への提案事業の選定（繰越事業以外）
平成27年11月20日	第3回総合計画審議会	繰越事業への意見、職員提案事業、課提案事業の説明
平成27年12月18日	第4回総合計画審議会	職員提案事業、課提案事業への意見
平成28年1月4日	第7回総合戦略推進本部会議	審議会意見を受けての事業調整等
平成28年2月9日	第5回総合計画審議会	答申案の協議・町長へ答申

第2期神川町総合戦略

平成28年2月12日 ～3月13日	パブリックコメントを実施	総合戦略(案)について、町民に意見・提言を募集
平成28年3月1日	議会全員協議会	総合戦略(案)概要について説明
平成28年3月16日	第8回総合戦略推進本部会議	パブリックコメントを踏まえた総合戦略(案)の最終調整
平成28年3月25日	庁内決裁	総合戦略(案)について町長決裁
平成28年3月28日	第6回総合計画審議会	修正点を説明、今後のスケジュール等の協議
平成28年10月27日	第7回総合計画審議会	総合戦略の進捗報告や検証、意見書の提出
平成29年11月6日	第8回総合計画審議会	総合戦略の進捗報告や検証、意見書の提出
平成30年3月12日	第9回総合戦略推進本部会議	意見書を踏まえた総合戦略の改訂案の調整
平成30年3月22日	第9回総合計画審議会	総合戦略改訂案の協議
平成30年3月23日	庁内決裁及び公表	総合戦略改訂(案)について町長決裁町HPによる公表
平成30年10月24日	第10回総合計画審議会	総合戦略の進捗報告と検証
平成31年3月27日	第11回総合計画審議会	総合戦略(改定案の概要)について
平成31年3月30日	庁内決裁及び公表	総合戦略改訂(案)について町長決裁町HPによる公表
令和2年2月18日	第12回総合計画審議会	第1期総合戦略の検証及び第2期総合戦略(案)について
令和2年2月19日	第10回総合戦略推進本部会議	第1期総合戦略の検証意見及び第2期総合戦略(案)について
令和2年2月25日 ～3月19日	パブリックコメントを実施	第2期総合戦略(案)について、町民に意見・提言を募集
令和2年2月28日	議会全員協議会	第2期総合戦略(案)概要について説明
令和2年3月13日 ～3月23日	第13回総合計画審議会(書面会議)	第1期総合戦略の検証結果及び第2期総合戦略(案)の答申について

令和2年3月31日	庁内決裁及び公表	第2期総合戦略（案）について町長決裁町HPによる公表
-----------	----------	----------------------------

第2期神川町総合戦略  
神役発第 903 号  
平成27年9月24日

神川町総合計画審議会々長様

神川町長 清水 雅之

神川町総合戦略策定について（諮問）

神川町の「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるため、平成31年度までの神川町総合戦略を策定したいので、神川町総合計画審議会規則（平成18年1月1日規則第20号）第2条の規定により諮問する。

平成28年2月9日

神川町長 様

神川町総合計画審議会  
会 長 小井戸 英夫

神川町総合戦略（案）について（答申）

平成27年9月24日付け神役発第903号により、本審議会に諮問のあった神川町総合戦略（案）について、慎重に審議した結果、神川町の計画的なまちづくりを進めるものとして概ね妥当であると認めるが、一部の計画については事業の実現性に疑問を感じ、「まち・ひと・しごとの創生」が求める具体的な事業計画としてそぐわないものもあるため、下記の事業については改善等を求める旨、答申いたします。

なお、今後の事業の推進にあたっては効果の検証等、町民の意向が十分に反映されるべく最善の努力をされるよう要望します。

記

基本目標1 安定した雇用を創出する

(1) 企業誘致の推進

【改善を求める点】

企業誘致の必要性に関しては異議はないが、工業地域の整備において具体的な施策が認められないため、今後の第2期神川町総合計画の策定に向けて、引き続き新たな工業適地の検討と土地利用計画の推進を図られたい。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(1) 観光・交流資源の充実・活用

③ お花畑で誘客アップ事業

【検討を求める点】

遊休農地の解消と観光資源の創出についての意義は認めるが、昨今の生物多様性の尊重について慎重に検討された上、子ども農園事業との連携を見据えながら事業の推進を図られたい。

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 安心・安全な暮らしを守る

① タクシー利用券交付事業

【検討を求める点】

本事業に限らず規制緩和等の動向を注視し、引き続き外出困難な高齢者等への配慮を求める。

③ いきいき町民を応援！暮らし支援マップ作成事業

【検討を求める点】

多言語に対応した電子版を作成するとあるが、神川町においての必要性を充分考慮した上で、過度にコストをかけることの無いよう留意されたい。

④ 行政放送委託事業（コミュニティ FM ラジオ）

【修正を求める点】

本事業はコミュニティ FM ラジオが早期に稼働することを前提にしているが、コミュニティ FM ラジオの設立手法に関する町内での合意が得られていない現状において、本事業を提案されることに違和感を覚える。本事業については事業の撤回を含めて開始時期等を再考されたい。

(3) 広域行政の推進

① 広域連携の推進（北部地域未来プロジェクト）

【検討を求める点】

本事業においては少子化対策の起点となるべき婚活支援を目的として、若者 UIJ ターン促進や縁結び地域資源活用などの事業に特に注力するよう働きかけられたい。

平成28年10月27日

神川町長 様

神川町総合計画審議会  
会 長 小井戸 英夫

神川町総合戦略に関する検証結果について（意見）

神川町総合計画審議会規則第2条に基づき、平成28年3月に策定された神川町総合戦略事業の内、平成27年度事業の実績及び平成28年度事業の途中経過等について審議した結果、概ね妥当であると認めるが、一部の事業については重要業績評価指標（KPI）の達成や事業の進捗状況に疑問を感じるものもあるため、下記の事業については改善等を求める旨、意見いたします。

記

基本目標1 安定した雇用を創出する

- (1) 近代的・魅力的な企業活動の促進と新たな創業・就業支援
- ② 学生ビジネス企画応援事業

【改善を求める点】

要領の作成を早急に行い、制度の広報を充実されたい。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (2) 結婚・妊娠・出産・子育てへの包括的支援
- ① 子育て応援企業優遇事業

【改善を求める点】

要領の作成を早急に行い、制度の広報を充実されたい。

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (2) 町民のまちづくりへの参加と協働
- ③ 広聴活動事業

【改善を求める点】

本事業の一環として「きらり☆まちづくり懇話会」の町民参加状況の報告を受け、さらに多くの町民に参加を促すよう改善されたい。



平成29年11月6日

神川町長 様

神川町総合計画審議会  
会 長 中島 正

神川町総合戦略に関する検証結果について（意見）

神川町総合計画審議会規則第2条に基づき、平成28年3月に策定された神川町総合戦略事業の内、平成28年度事業の実績及び平成29年度事業の途中経過等について審議した結果、概ね妥当であると認めるが、一部の事業については重要業績評価指標（KPI）の達成や事業の進捗状況に疑問を感じるものもあるため、下記の事業については改善を求める旨などの意見をいたします。

記

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(1) 観光・交流資源の充実・活用

③お花畑で誘客アップ事業（遊休農地活用）

【改善を求める点】

遊休農地を有効に活用し、さらに住民参加型の事業とされたい。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(2) 地域特産物や地域ブランドの開発

①特産品（梨）振興事業

【改善を求める点】

梨農家のニーズを踏まえ、補助制度の見直しを図ること。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(4) 知名度向上活動の推進

③文化的コンテストの開催

【改善を求める点】

関係機関との調整を図り、平成30年度中の開催を目指すこと。

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 安心・安全な暮らしを守る

④ 行政放送委託事業（コミュニティFMラジオ）

【改善を求める点】

コミュニティFMラジオ事業については、事業を撤回されたい。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(1) 観光・交流資源の充実・活用

⑤ 地方創生道整備交付金事業

【事業の追加提案に対する意見】

事業の実施を推奨する。

平成31年3月27日

神川町長 様

神川町総合計画審議会  
会 長 中 島 正

神川町総合戦略に関する検証結果について（意見）

神川町総合計画審議会規則第2条に基づき、平成30年3月に改訂された神川町総合戦略事業の内、事業実績及び平成31年度の事業計画について審議した結果、概ね妥当であると認めるが、下記の事業については改善を求める旨などの意見をいたします。

記

基本目標1 安定した雇用を創出する

(3) 魅力ある農業の振興

- ①新規就農青年奨励金事業
- ②認定農業者支援事業

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

(2) 地域特産物や地域ブランドの開発

- ①特産品（梨）振興事業

**【改善を求める点】**

地域ブランド「神川の梨」の生産力を維持するために、より多くの視点から就農者の確保につながる施策の展開を望みます。

基本目標1 安定した雇用を創出する

(2) 近代的・魅力的な企業活動の促進と新たな創業・就業支援

- ③UIJ ターンによる就業者支援事業

**【事業の追加提案に対する意見】**

事業の実施を推奨する。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 結婚・妊娠・出産・子育てへの包括的支援

④妊娠期から子育て期支援事業

**【事業の追加提案に対する意見】**

2018年度に整備した「子育て世代包括支援センター」を十分に活用し、子育てに関する施策の充実を望みます。

第2期神川町総合戦略  
神総政発第194号  
令和2年1月23日

神川町総合計画審議会長 様

神川町長 山 崎 正 弘

神川町総合戦略の効果検証及び第2期神川町総合戦略について（諮問）

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づく、神川町総合戦略（計画期間：平成27年4月1日～令和2年3月31日）の効果検証及び第2期神川町総合戦略（計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）の内容について、神川町総合計画審議会規則（平成18年1月1日規則第20号）第2条の規定により諮問いたします。

令和2年3月24日

神川町長 山崎 正弘 様

神川町総合計画審議会

会 長 中島 正

第1期神川町総合戦略の効果検証及び第2期神川町総合戦略（案）について（答申）

令和2年1月23日に諮問された、標記の件について下記のとおり答申いたします。

### 記

#### 【第1期神川町総合戦略の効果検証】

町の人口動態を見ると、平成27年の本戦略策定以降、社会増減については転入増加が続いており、各施策・事業に一定の効果があったものと確認できます。

しかし、近年では年間出生数が100人を下回るなど全体として人口減少が続いている状況にあるため、本戦略での実績と必要な見直しのもとに、引き続き、効果的かつ粘り強い長期的な取組を望みます。

#### 【第2期神川町総合戦略（案）】

本案が今後の町の人口減少対策の取組として、概ね妥当であると認めます。

人口減少・少子高齢化が進む我が町において、第1期総合戦略の継承と発展を基本として本案で示された各施策を推進することにより、地域特性や地域資源を最大限活用した事業が効果的に展開されることを期待します。

事業の実施にあたっては、基本目標に掲げた数値目標の達成のため、成功事例や先進地の取組などを参考として今後の事業へ反映させること、また、国・県との連携により、更なる事業効果の発現に取り組むことを望みます。

また、基本目標1「担い手の育成と安定した雇用」における農林業の担い手確保の視点として、経営の安定や人材確保の観点から法人化の更なる推進に重点的に取り組むことを求めます。

○神川町総合計画審議会規則

平成18年1月1日

規則第20号

改正 平成27年2月12日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、神川町執行機関の附属機関に関する条例(平成18年神川町条例第26号)第5条の規定に基づき、神川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画等の策定及び検証に関し必要な事項を調査及び審議するとともに、これに基づく答申を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の議会議員
- (2) 町の教育委員会の委員
- (3) 町の農業委員会の委員
- (4) 町内の公共的団体の役員
- (5) 住民の代表
- (6) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成27年2月12日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○神川町総合戦略推進本部設置要綱

平成27年2月17日

訓令第2号

(設置)

第1条 神川町総合戦略の策定、実施及び効果の検証を図るため、神川町総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 総合戦略の策定、実施及び効果の検証に関すること。

(2) その他総合戦略に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、各課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会の設置)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議に付議すべき事案を検討調整する。

3 幹事会員は、本部長が本部員の中から指名する。

4 幹事会の招集は、本部長が指名した者がこれを行い、議長となる。

(作業部会の設置)

第7条 本部に、作業部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、幹事会において指示された事項を調査、検討する。

3 部会の構成員は、本部長が役場職員の中から指名する。

4 部会の招集は、本部長が指名した者がこれを行う。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び部会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月19日から施行する。



第2期神川町総合戦略

令和2年3月

編集・発行 神川町役場 総合政策課

〒367-0292

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909

電話 0495-77-0701

F A X 0495-77-3915